

郡山市農業振興資金利子補給事業

資金区分	要件	貸付限度額	貸付利率	償還期間	貸付対象事業
農業資金	<p>1 市内に住所を有する農業者、協業団体、共同生産組織の構成員、市が農業経営改善計画を認定した農業者(認定農業者)、市が青年等就農計画を認定した農業者(認定新規就農者)及び農業法人</p> <p>2 貸付申込時に納期の到来している市税等(個人市民税、法人市民税、固定資産税(都市計画税を含む。)、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税)を完納している農業者とする。(生産組合、協業団体、共同生産組織等の全構成員についても同様。)</p>	<p>1 事業費の80%以内とする。</p> <p>2 個人貸付は 1人当たり1,500万円以内</p> <p>3 団体貸付は 1団体当たり3,000万円以内</p> <p>4 農機具等導入事業の修繕に要する資金の貸付1人(1団体)当たり100万円以内とする。</p>	有利子	<p>1 施設等整備事業 10年以内 (据置期間1年以内)</p> <p>2 農機具等導入事業の修繕に要する資金 3年以内 (据置期間なし)</p> <p>3 上記以外の事業</p>	<p>1 施設等整備事業</p> <p>農舎(農業専用のものに限る)、畜舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、たい肥盤、農業用貯溜槽、果樹棚、牧さく、排水施設、かん水施設、農作物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、病害虫等防除施設、育すう施設、きのこ栽培施設又は農業生産(農産物の処理加工を含む)に伴って生ずる公害防止のために必要な施設の改良、造成又は取得等</p>
					<p>2 農機具等導入事業</p> <p>(1)原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、畜産用機具、養蚕用機具又は運搬用機具等(注) 農機具等導入事業の稲作に利用する機械については、対象者は、3ヘクタール(受託等を含む。)以上の大規模経営の農業生産組織又は農業者とする。</p> <p>(2)上記の農機具等の修繕</p>
農業後継者育成資金	<p>1 市内に住所を有する農業に実質的に従事するおおむね18才以上50才未満の農業後継者</p> <p>2 貸付申込時に納期の到来している市税等(個人市民税、法人市民税、固定資産税(都市計画税を含む。)、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税)を完納している農業者とする。</p>	<p>1 事業費の80%以内とする。</p> <p>2 1人当たり1,500万円以内</p> <p>3 農機具等導入事業の修繕に要する資金の貸付1人当たり100万円以内とする。</p>	無利子	<p>(1)7年以内 (据置期間1年以内)</p> <p>(2)家畜等導入事業の肥育畜畜については、3年以内 (据置期間1年以内)</p>	<p>3 園芸等事業</p> <p>果樹、ホップ、桑、アスパラガス又は花木等の植栽及び野菜、果樹、花木又は林産物の生産出荷資材の購入</p>
					<p>4 家畜等導入事業</p> <p>乳牛、肉用牛、豚等の購入</p>
					<p>5 小土地改良事業</p> <p>農地(桑園を含む)、牧野の改良又は造成等</p>
					<p>6 転作条件整備促進事業</p> <p>(1)水田転換小土地改良事業 10アール未満の排水、深耕、客土、整地等</p> <p>(2)園芸作物転作推進事業 5アール以上のトマト、キュウリ、いんげん等園芸作物の栽培に要する支柱及びネットの購入</p> <p>(3)永年作物転作推進事業 5アール以上の永年性作物の苗木の購入及び植栽</p>
					<p>7 農村整備事業</p> <p>農村における環境整備のために必要な施設</p>
認定農業者等特別資金	<p>1 市が農業経営改善計画を認定した農業者(認定農業者)、市が青年等就農計画を認定した農業者(認定新規就農者)、農業法人及びすべての構成員を認定農業者又は認定新規就農者で組織する生産組合、協業団体、共同生産組織等</p> <p>2 貸付申込時に納期の到来している市税等(個人市民税、法人市民税、固定資産税(都市計画税を含む。)、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税)を完納している農業者とする。(生産組合、協業団体、共同生産組織等の全構成員についても同様。)</p>	<p>1 事業費の80%以内とする。</p> <p>2 個人貸付は 1人当たり1,500万円以内</p> <p>3 団体貸付は 1団体当たり3,000万円以内</p> <p>4 農機具等導入事業の修繕に要する資金の貸付1人(1団体)当たり100万円以内とする。</p>	無利子	<p>(1)7年以内 (据置期間1年以内)</p> <p>(2)家畜等導入事業の肥育畜畜については、3年以内 (据置期間1年以内)</p>	<p>8 農業経営改善事業</p> <p>経営管理情報処理用機具の取得</p>
					<p>9 農家生活改善事業</p> <p>農家生活の改善を図るための台所、浴室、トイレ等の改造</p>
					<p>10 農業災害復旧事業</p> <p>市が指定する災害で、30%以上の被害を受けたものの復旧及び再生産(貸付限度額等は、災害発生時に市と農協と協議の上、決定する。)</p>
【申込先】	福島さくら農業協同組合				